

平成 26 年 6 月からの工事請負における入札契約制度の見直しについて

川崎市財政局資産管理部契約課

1 入札契約制度の見直しの背景

建設業を取り巻く社会的経済情勢の変化等に鑑み、公共工事の品質確保を図るため、本市では、契約価格の適正化やダンピング対策の充実に講じてまいりました。この度、国の法改正に伴い、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、公共工事の一層の品質確保を図るため、制度の見直しを実施します。

2 見直し内容について

(1) 最低制限価格及び低入札価格調査基準算定式を見直します。

設計内訳	改正後	現行
直接工事費	100%	95%
共通仮設費	変更なし	90%
現場管理費	変更なし	80%
一般管理費	変更なし	55%
予定価格比	80%～95%	80%～90%

(2) 低入札価格調査の失格基準を引き上げます。

設計内訳	改正後	現行
直接工事費	90%	85%
共通仮設費	変更なし	81%
現場管理費	変更なし	72%
一般管理費	変更なし	49%
失格基準設定範囲	変更なし	WTO政府調達協定（※1）以外の工事。ただし、「特殊な工事」（※2）は除く。

※1 WTO政府調達協定工事は予定価格 20 億 2 千万円以上が対象

※2 「特殊な工事」とは、予定価格 6 億円以上、プラント工事、入札時 V E 方式、設計施工一括方式及び性能発注方式の工事

◆ プラント工事とは、工場・施設等の主要な設備をあらかじめ製作し、現場で組立てる電気工事及び機械器具設置工事のうち、設計金額の積算内訳書（総括）において「機器費」又は「機器間接費」が計上されている工事

(3) 土木工事における電気又は機械設備工事費中の機器間接費は、下水プラント等の電気又は機械設備工事費中の据付間接費と同種の経費であることから、最低制限価格の算出式における現場管理費に相当する経費として取り扱うことといたします。

3 実施時期について

平成 26 年 6 月 9 日（月）以降に公告、指名通知を行う入札から適用します。